

臨床研修管理委員会規程

(名称)

第1条 この委員会の名称は、静岡県立総合病院臨床研修管理委員会(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 委員会は、当院が行う初期臨床研修に関する重要事項を審議し、初期臨床研修の充実と向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は院長及び院長が指名する次の各号に掲げる者(以下「委員長等」という。)をもって構成する。

- (1)プログラム責任者
- (2)副プログラム責任者
- (3)研修実施責任者
- (4)研修医代表
- (5)院外の有識者
- (6)看護部門代表
- (7)診療技術部門代表
- (8)事務部門代表
- (9)その他委員長が必要と認めるもの

2 委員長等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項等)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)初期臨床研修病院における役割・機能に関すること。
- (2)初期臨床研修病院の受入人数の決定に関すること。
- (3)初期臨床研修プログラムの重要事項に関すること。
- (4)臨床研修修了証の認定に関すること。
- (5)臨床教育委員会で審議、決定された重要事項について報告を受け、必要な助言等を行うこと。
- (6)その他、委員長が必要と認める事項。

(開催)

第5条 委員会は年1回以上開催する。

2 委員長は必要に応じて、委員会を開催することができる。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し議長となる。但し委員長に事故あるときは委員長が指名する委員がその職務を代行する。

- (1)委員会は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- (2)委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。
- (3)委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- (4)委員長は、必要に応じて小委員会を組織することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は教育研修部管理室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って決定する。

附則1 この規程は、平成 16年 4月 1日から実施する。

附則1 この改正は、平成 22年 4月 1日から実施する。